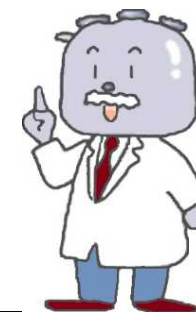




## 公共浄化槽整備・運営マニュアルについて



令和5年3月  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

# 1. 公共浄化槽等の整備・運営について

## 公共浄化槽の整備や運営に取り組むことを躊躇してしまう要因

- ◆ 市町村の財政負担、事務負担が大きい。
- ◆ 市町村が管理すべき財産が増えることを懸念。
- ◆ 維持管理費と使用料金収入のバランスがとれない場合があり、赤字経営が見込まれがち。
- ◆ そもそも、手続や経営手法がよく分からない。

公共浄化槽の整備推進のためには、これらの課題への対策が必要

まずは、公共浄化槽の整備等に関する手順やノウハウを整理

ポイントは以下の3点

①積極的な民間活用

②多様な整備・管理手法

③効率的で持続可能な経営

# 1. 公共浄化槽等の整備・運営について

## ①積極的な民間活用

- ◆ PFI等の民間活用手法やノウハウを整理。
- ◆ BOOやBOT等、より積極的に民間を活用する手法について整理(→市町村財産としない方法も検討)。
- ◆ 個人設置型浄化槽における公共関与や民間活用の具体的手法についても整理

## ②多様な整備・管理手法

- ◆ 公共浄化槽以外にも、個人設置型浄化槽の維持管理への公共関与手法についても位置付け(例:協議会や維持管理組織の活用、市町村と業者の連携による維持管理の一括契約、市町村への維持管理の寄託等)。

## ③効率的で持続可能な経営

- ◆ 持続可能な経営に向けた分析
- ◆ 維持管理コストの低減(公共浄化槽事業やPFI方式の導入によるコスト縮減、他事業との連携などによる事務の集約化や合理化、長寿命化改修への助成制度の活用等)
- ◆ 公営企業会計の導入

## 2. 公共浄化槽整備・運営マニュアル

### (1) 市町村浄化槽整備計画策定マニュアルの改訂について

- ◆ 市町村における積極的かつ計画的な浄化槽整備の推進や、そのための官民連携による整備手法等を取りまとめたマニュアルとして、H26に「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を作成。  
([https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation\\_plan\\_manual.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation_plan_manual.pdf))
- ◆ 浄化槽法改正による浄化槽処理促進区域や公共浄化槽制度の創設等を踏まえて、現在、マニュアルの改訂を検討中であり、今年度改訂予定。

#### 公共浄化槽整備・運営マニュアル（新マニュアル）

- 第1編 はじめに
- 第2編 浄化槽法の改正
- 第3編 生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画
- 第4編 浄化槽の整備・運営手法
- 第5編 公共浄化槽による事業計画の策定
- 第6編 浄化槽PFI事業の導入
- 第7編 PFI手法以外の民間活用手法
- 第8編 公共浄化槽の経営
- 第9編 資料編

#### 改訂・追記事項の例

- 改正浄化槽法に基づく制度（浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度、その他）
- PFI手法の導入フローや先行事例等
- PFI手法以外の民間活用手法（指定工事店・包括民間委託方式）
- 公共浄化槽の運営（使用料設定、企業会計導入、持続的運営等）
- 個人設置型への公共関与（具体的な取組手法や事例等）

# 3. マニュアル概要

## (1) 第2編 浄化槽法の改正

■ 令和元年度に改正された浄化槽法の概要について説明を追記

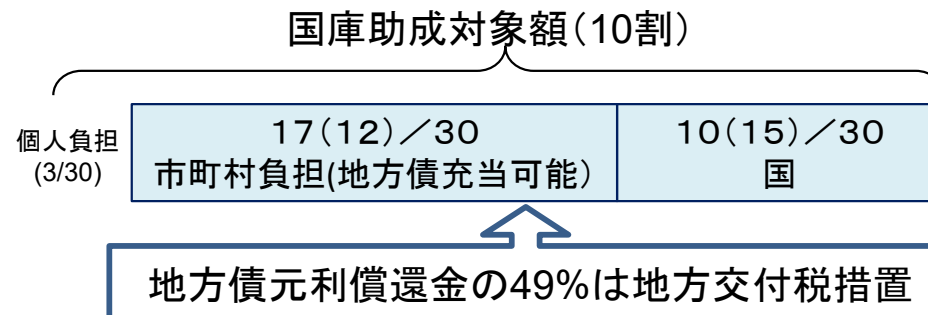
1. 特定既存単独処理浄化槽の措置
2. 浄化槽処理促進区域の指定
3. 公共浄化槽
4. 使用の休止の届出
5. 浄化槽台帳
6. 協議会
7. 浄化槽管理士に対する研修機会の確保
8. 環境大臣の責務

# 3. マニュアル概要

## (2)第2編 公共浄化槽制度

### 公共浄化槽事業の概要

- 市町村が、自然的経済的社会的諸条件からみて、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域として指定し、当該区域において市町村が主体となって面的な浄化槽の整備を実施。
- 市町村が自ら浄化槽の維持管理を実施。



### 公共浄化槽の特徴

#### 特徴

- ① 市町村が主体となることで計画的な浄化槽整備（単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換）を促進
- ② 確実な維持管理の実施による放流水質の向上
- ③ 設置や維持管理に関する住民負担（金銭・手間）の軽減
- ④ PFI等の民間活用が有効

#### 民間活用によるメリット

- 市町村における事務負担の軽減
- 事業に要するコスト縮減
- 地元業者を中心とした地域経済への波及効果

#### PFIによる整備事業の実績

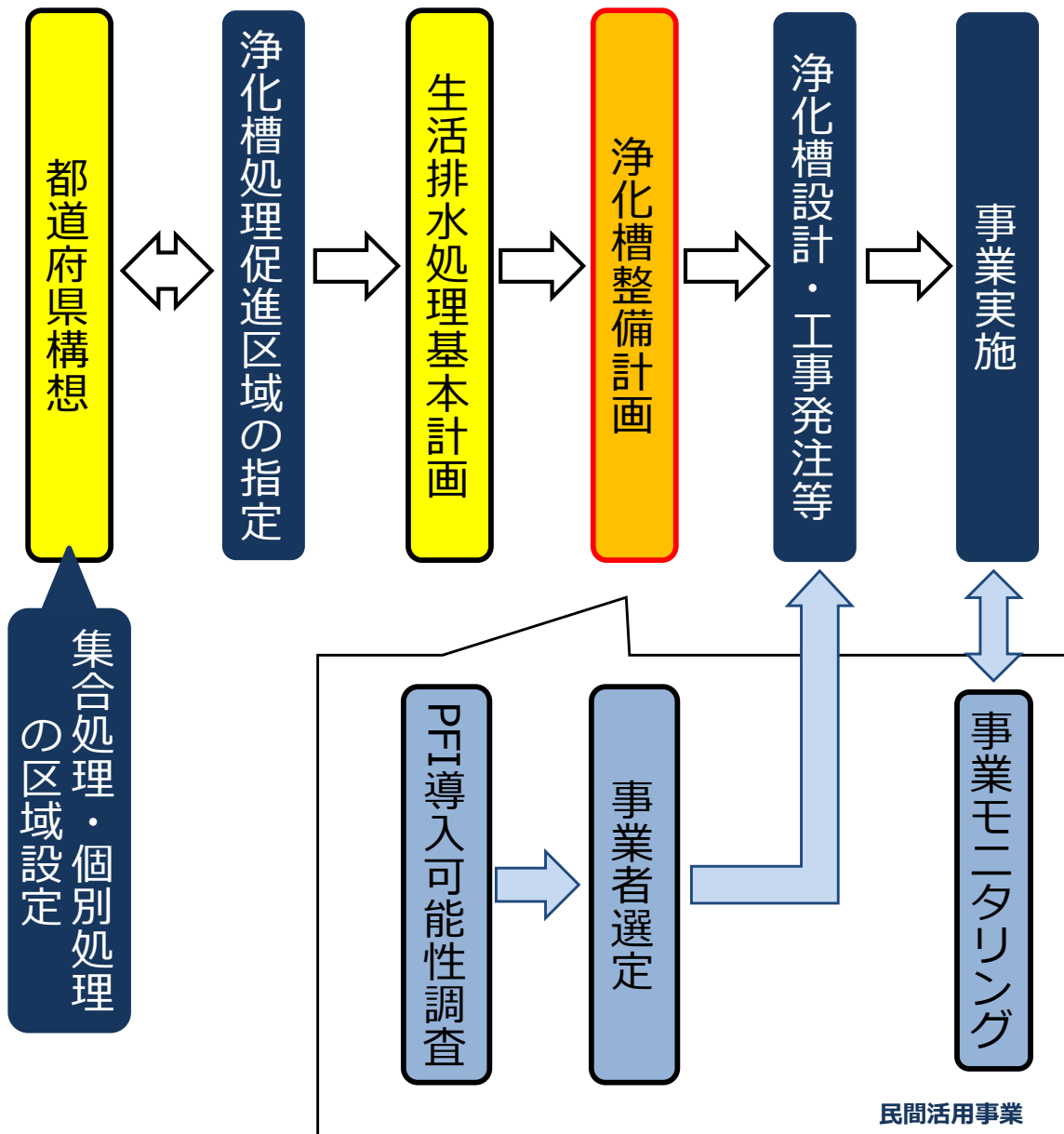
- 現在実施されているPFIによる事業 : 12市町
- これまでに実施されたPFIによる事業 : 19市町（実施中含む）  
(令和2年12月末現在)

#### 民間活用制度

- PFI制度
- 指定工事店制度
- 指定管理者制度

# 3. マニュアル概要

## (3)第3編 生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画

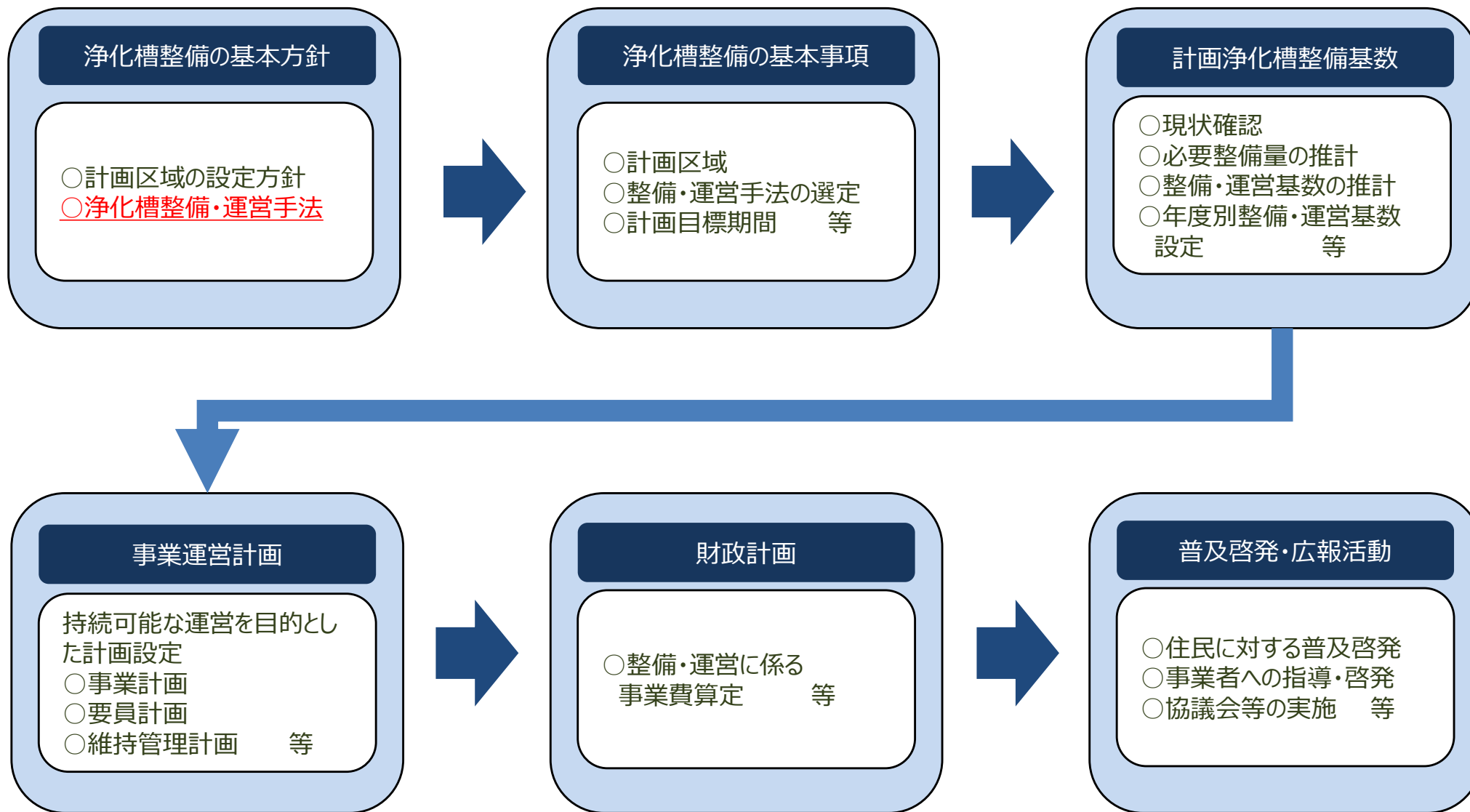


■ : 上位計画    ■ : 浄化槽整備計画    ■ : 民間活用のための検討

- ◆ 計画的な汚水処理を行なうためには、集合処理（下水道・集落排水施設等）と個別処理（浄化槽）の特徴を活かした計画を策定し、社会情勢等の変化を踏まえて定期的に見直しが必要。
- ◆ 浄化槽は個別処理であることから、設置に要する期間が短く整備効果発現が早い、人口・世帯数の増減に対応しやすい、といった特徴がある。
- ◆ 浄化槽処理促進区域の指定にあたっては生活排水処理基本計画とも整合を図る必要があるため、必要に応じて計画の見直しを行なう。

# 3. マニュアル概要

## (4)第3編 浄化槽整備計画の検討手順





# 3. マニュアル概要

## (5)第3編 公共浄化槽整備・運営手法

### 公共浄化槽及び民間活用方式の導入

種別・方式	市町村直営方式	指定工事店方式	包括民間委託方式	PFI方式
設置促進	<ul style="list-style-type: none"><li>●自治体職員による広報等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●設置工事手続の効率化</li><li>●宅内配管工事との一体工事</li><li>●民間業者による営業活動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●自治体職員による広報等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●SPCを構成する民間企業グループによる営業活動</li></ul>
維持管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"><li>●自治体から維持管理業者に業務委託</li><li>●自治体による適正維持管理の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●自治体から維持管理業者に業務委託</li><li>●自治体による適正維持管理の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●民間業者に性能発注、複数年契約（3～5年）</li><li>●民間業者による維持管理の効率化、適正管理の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●SPCとPFI業務の契約（契約期間10年程度）</li><li>●民間業者による維持管理の効率化、適正管理の実施</li></ul>

**地域の実情に応じて適切な手法を選択**

事務負担軽減等  
メリットあり  
今後の導入拡大  
が必要

# 3. マニュアル概要

## (6)第4編 浄化槽の整備・運営手法

- ◆ 浄化槽の設置・維持管理手法は、実施主体や公共関与、民間活用の仕方により下表に示すような種類がある。
- ◆ 市町村は個人設置型から公共浄化槽への切り替え、PFI等の民間活用導入を検討したり、個人設置型においても市町村が関与して維持管理の組織化を図る等、整備・維持管理手法について総合的に勘案した上で最適な手法を決定する必要がある。

	設置主体 (所有者)	維持管理主体 (管理者)
公共浄化槽<直営型>	公共<直営>	公共<直営>
公共浄化槽PFI型 <BTO>	公共<PFI-BTO>	公共<PFI-BTO>
公共浄化槽PFI型 <BOO・BOT>	民間<PFI-BOO・BOT>	民間<PFI・BOO・BOT>
公共浄化槽<民活型>	公共<指定工事店>	公共<包括委託>
個人設置型	個人	個人
個人設置公共関与型	個人<公共関与>	個人<公共関与>
個人設置公共管理型	個人	公共(寄贈、寄託)

維持管理  
不徹底等  
の課題あり

# 3. マニュアル概要

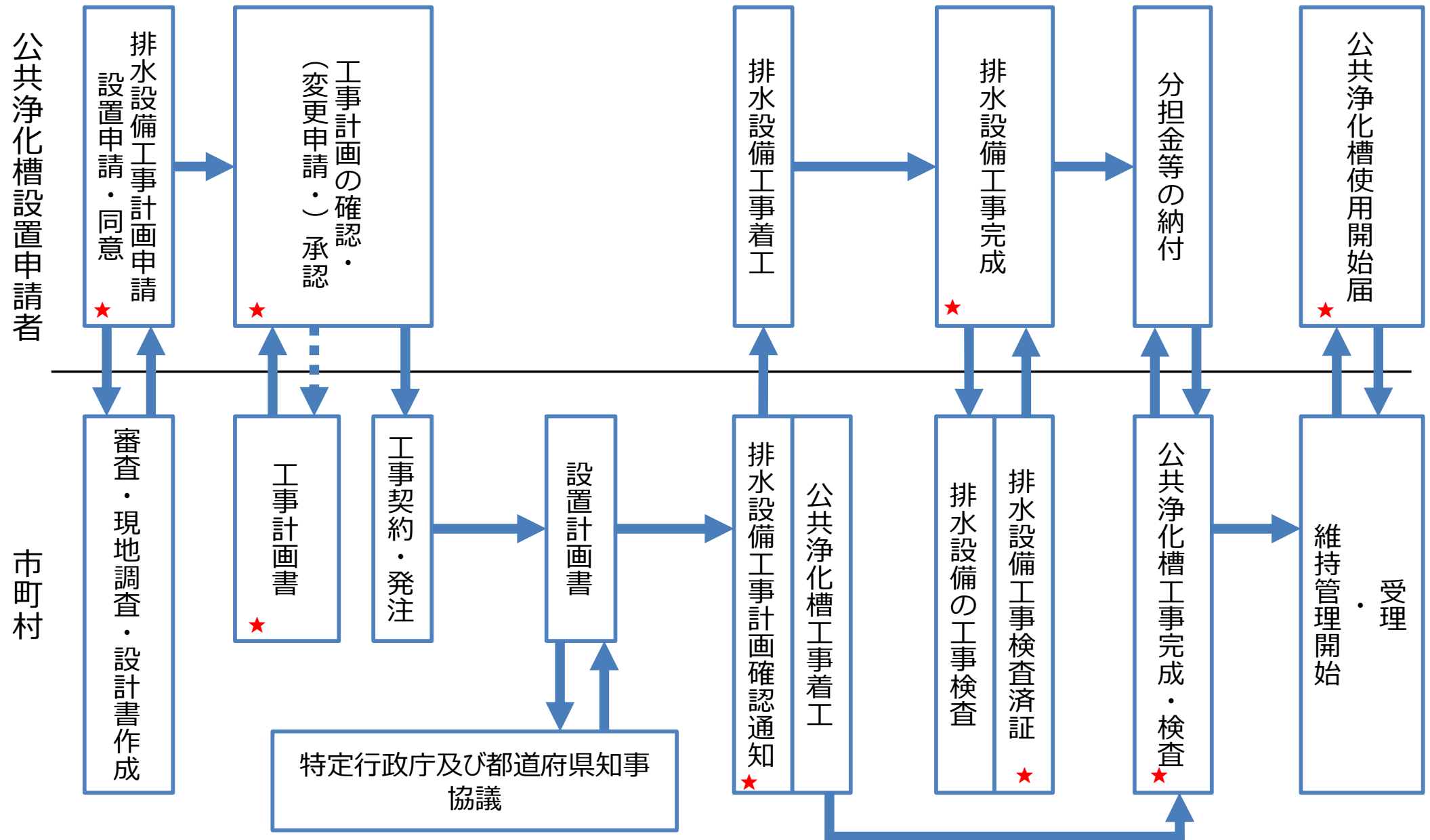
## (7)第5編 公共浄化槽による事業計画の策定

- ◆ 市町村が主体となって浄化槽の設置・維持管理を実施する公共浄化槽事業の導入にあたっては、下記のような詳細検討を実施した上で事業計画を策定することが必要となる。
- ◆ 市町村は地域の状況を把握し、必要となる浄化槽整備基数・種類の検討や、設置から維持管理までの作業内容を踏まえた継続的な事業運営を図るための財政計画の策定、要員確保等を実施する必要がある。

- (1) 浄化槽処理促進区域の指定【5.2】
- (2) 浄化槽整備基数の推計【5.3】
- (3) 採用する浄化槽の選定【5.4】
- (4) 事業計画の策定【5.5】
- (5) 事業費の算出と財政収支の検討【5.6】
- (6) 実施体制の検討【5.7】
- (7) 浄化槽台帳システムの整備【5.8】
- (8) 条例の検討【5.9】
- (9) 普及啓発・広報【5.10】
- (10) 事業計画書の作成【5.11】

# 3. マニュアル概要

## (8)第5編 公共浄化槽による事業計画の策定



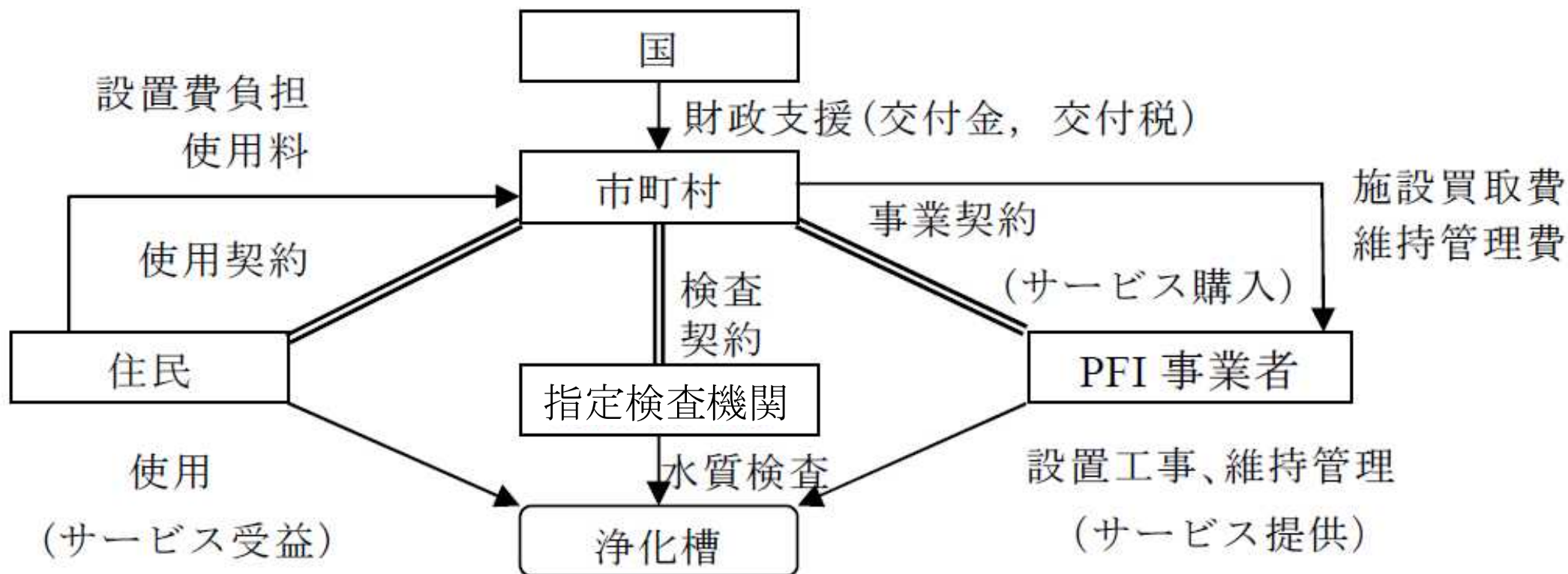
★ : マニュアルに参考様式等あり 12

# 3. マニュアル概要

## (9)第6編 PFIによる公共浄化槽整備の概要

- ◆ 効果的、効率的な公共浄化槽整備を進めるため、民間活用を行うもの。
- ◆ 民間事業者の創意工夫による事業費の縮減、住民サービスの向上、市町職員負担の抑制等の様々な民間活力の効果が発揮。
- ◆ これまでに、19市町において実施（現在実施中は12市町）

PFI事業のスキーム（BTO方式の例）



# 3. マニュアル概要

## (10)第6編 PFIによる公共浄化槽整備のメリット

公共浄化槽整備事業を市町村直営で行った場合に比べたときのメリットは下記のとおり。

### <行政のメリット>

- ◆ 事務負担の軽減
- ◆ 事業に要するコスト縮減
- ◆ 浄化槽による汚水処理サービスの向上

地域の水環境、生活環境の改善  
地域経済への貢献

### <住民のメリット>

- ◆ 宅地内の排水工事及びトイレ改造工事等との一体工事
- ◆ 設置期間の短縮化
- ◆ 民間ならではのアフターサービス等の利用

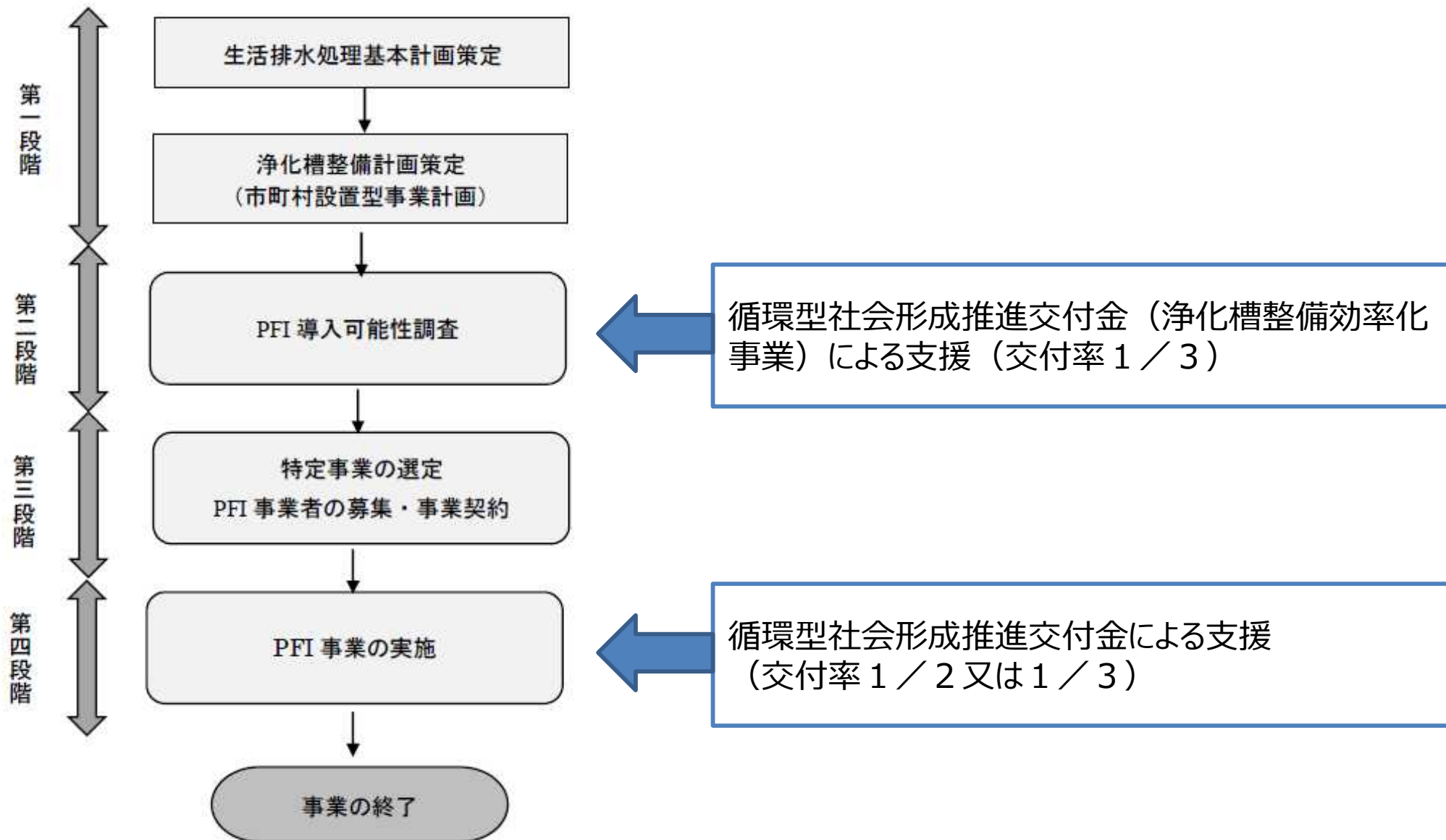
### <事業者のメリット>

- ◆ 安定した事業量の確保、料金徴収等の事務コスト低減
- ◆ スケールメリットによるコスト縮減
- ◆ 企業グループによる営業力の強化

# 3. マニュアル概要

## (11)第6編 PFIによる浄化槽整備の流れ

一般的なフロー



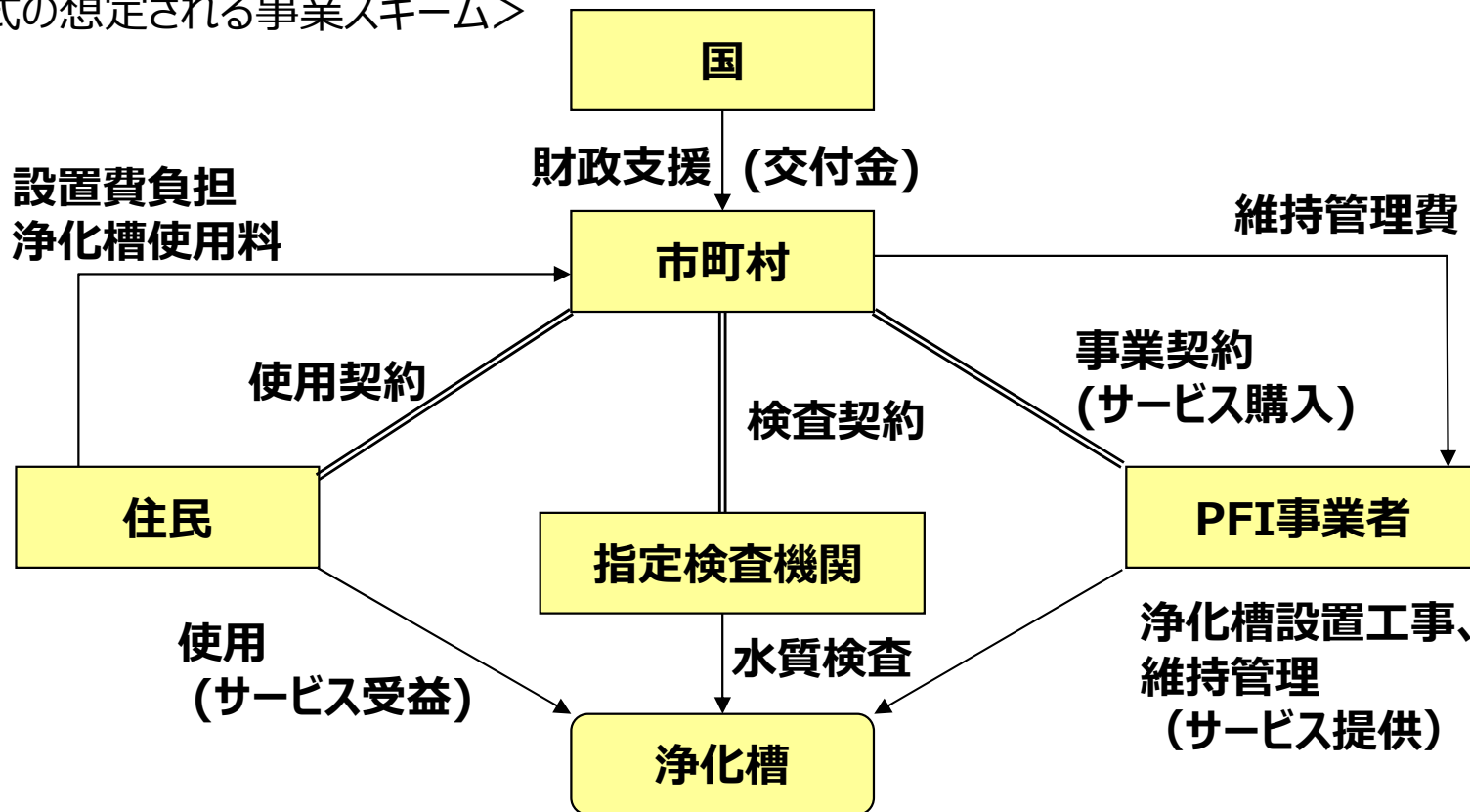
# 3. マニュアル概要

## (12)第6編 B00・BOT方式による浄化槽PFI事業

B00方式、BOT方式の特徴

- ✓ 施設の施工、所有、運営、維持管理等が一体となった事業であり、民間のノウハウの発揮の余地が大きい。
- ✓ 民間において施設を所有するため、公共における財産管理の事務・手続が生じない。

<PFI-BOO方式の想定される事業スキーム>





### 3. マニュアル概要

#### (13)第6編 浄化槽PFI事業のモニタリング、インセンティブ・ペナルティ条項の付与

- ◆ PFI 事業者が、業務要求水準書や自らが作成した提案書に基づき、適正かつ確実な業務の実施が行われているかを確認するため、委託者である市町村の責任において、事業効果や業務履行状況の監視と評価を行う。市町村自ら実施する場合と、第三者へ外部委託する場合がある。
- ◆ 浄化槽PFI自供の契約にインセンティブ・ペナルティ条項を付加し、事業の成果に応じて委託単価を増減させる契約としている事例もある。

##### <浄化槽PFI事業の主な確認事項>

- ① 浄化槽PFI 事業の効果
  - 浄化槽設置基数、浄化槽の維持管理状況、汚水処理人口普及率等
  - 自治体財政負担の縮減効果、実績VFMの試算 等
- ② PFI 事業者の業務履行状況
  - 業務要求水準の達成度
  - モニタリング項目に関する実績
  - 契約事項の履行確認 等

##### <インセンティブ・ペナルティ条項の例>

###### (設置工事)

- 目標設置基数を下回る（上回る）基数については、単価を〇%減額（増額）して買取り  
(維持管理：保守点検・清掃・法定検査)
- 法定検査における不適正の指摘を受けた基数が、対象基数の〇%以上の場合、当該対象浄化槽の維持管理委託費相当額の〇%を減額
- 法定検査における不適正の指摘を受けた基数が、対象基数の〇%以上の場合、契約解除あり
- 法定検査における不適正の指摘を受けた基数が、対象基数の〇%未満の場合、翌年度の維持管理委託費相当額の〇%を増額

# 3. マニュアル概要

## (14)第7編 PFI以外の民間活用

種別 ・方式	指定工事店方式	包括民間委託方式	指定管理者制度
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浄化槽設置工事において、市町村が認定した指定工事店の中から住民が1業者を選定</li> <li>● 市町村は住民が選定した業者と随意契約することにより設置工事を発注する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浄化槽の維持管理を民間事業者に一括委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村が整備した浄化槽の維持管理及び運営を複数年にわたって民間に任せる制度</li> <li>● 浄化槽の管理業務だけでなく、事業の運営全体を民間に任せる</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●維持管理は、自治体が直接実施 or 維持管理業者へ委託</li> <li>●入札等の事務作業が不要となることで自治体の事務作業軽減化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者へ性能発注・複数年契約</li> <li>●民間事業者による維持管理効率化、適正管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者による維持管理効率化、適正管理の実施</li> <li>●運営方式としては、使用者からの使用料で賄う方式、市町村からのサービス料で賄う方式及び両方の方式で賄う方式の3通りの方式が想定される。</li> </ul>

**地域の実情に応じて適切な手法を選択**

### 3. マニュアル概要

#### (15)第7編 個人設置型浄化槽における公共関与

個人設置型浄化槽における公共関与と民間活用		
種別・方式	公共関与	民間活用
整備面	<ul style="list-style-type: none"><li>●設置工事費の一部へ補助金を交付・増額</li><li>●単独処理浄化槽撤去費・宅内配管工事費の補助</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●補助金を施工業者が直接受領することにより、設置者の資金負担を軽減する。(受領委任払い)</li></ul>
維持管理面	<ul style="list-style-type: none"><li>●個人設置型浄化槽における維持管理の一部を自治体から専門業者に委託する。</li><li>●自治体がまとめて清掃業務を許可業者に一斉委託する。</li><li>●個人設置型浄化槽の維持管理費に自治体から補助金を交付する。</li><li>●自治体も関与した維持管理の組織化を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関等による維持管理のための組織を設け、個人設置型浄化槽における維持管理を共同して一体的に実施する。(法定検査申し込みの代行、保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関が連携して窓口を一本化することにより保守点検、清掃、法定検査をまとめて一括で契約)</li></ul>

上記手法を実施し、浄化槽整備を促進している市町村あり  
他自治体への展開が望まれる

# 3. マニュアル概要

## (16)第8編 公共浄化槽の経営のあり方

- ◆ 公共浄化槽事業は公営企業として位置づけられ、浄化槽の維持管理に係る収支については独立採算が原則となっており、民間活用やデジタル技術等の導入による事業費用の縮減及び事業費用を賄える使用料の設定が必要。
- ◆ 生活排水処理施設整備等の市町村の行政責任や、汚水処理事業等都の関係などを考慮した事業計画の検討が必要。

- ① 公共浄化槽事業による整備促進と  
民間活用導入による事業費用の縮減
- ② 適正な使用料の設定
- ③ 長寿命化対策と将来更新費用の積立
- ④ 汚水処理事業全体を見据えた事業経営
- ⑤ 公営企業の原則と市町村の役割を  
踏まえた持続的な経営

資料編に収支モデル検討や、  
自治体の事例あり

## 3. マニュアル概要

### (17)第8編(第9編) 持続的な経営に向けた自治体施策事例

#### 公共浄化槽事業による維持管理費の縮減

- ✓ 過年度調査より、個人設置型と比較して公共浄化槽の保守点検費・清掃費等を調査。
- ✓ 個人設置型と比較して、公共浄化槽の年間維持費は5・10人槽で約2割減、7人槽で約1割減
- ✓ 公共浄化槽の場合、民間事業者にとってはまとまった浄化槽基数による計画的な管理作業が可能になる。また、個人設置型の場合には必要であった個々の契約事務が不要になるため住民（個人）が管理する場合よりも維持管理費用を縮減していくことが可能となると推察される。

#### PFI方式の導入による事業費縮減

- ✓ 富田林市においては、PFI方式を導入し、事業費（設置費・維持管理費）と職員人件費の縮減により、財政負担の縮減を実現。

#### 他事業との連携等による事業費の縮減

- ✓ 公共下水道事業等とともに料金徴収業務を民間業者等へ委託して経費を削減。
- ✓ 企業会計の適用とともに管理事務等を他の汚水処理事業と集約化して合理化

## 4. まとめ

- ◆ 令和8年度の汚水処理施設未普及解消に向けては単独転換の加速化が大きな課題となっており、市町村が主体となって浄化槽の整備・管理を行なう公共浄化槽事業の実施等、行政の積極的な関与や民間活用が効果的。
- ◆ 個人設置型浄化槽においても、維持管理適正化に向けて、自治体の関与により維持管理の組織化を図る等、公共が積極的に関与していくことが重要。
- ◆ 公共浄化槽事業の実施や民間活用手法の導入により、浄化槽整備後の維持管理も含めた適切な事業収支による持続的な浄化槽事業の経営が必要。

(今後の予定)

- 公共浄化槽整備・運営マニュアルはR4.3月末にWeb公表予定。
- R5年度以降は、マニュアルを活用した公共浄化槽等の導入・民間活用を検討する自治体を対象にモデル事業を実施予定。